

改正水質汚濁防止法の概要（構造基準等・平成24年6月1日施行）

目的

有害物質を取り扱う施設の規制を強化することで、地下水汚染を未然防止することが目的

改正概要

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設について主に次の3点が追加

①届出義務

- ・有害物質使用特定施設は公共用水域への排水が無くても届出対象に！
- ・有害物質を含む液体を貯蔵する有害物質貯蔵指定施設が新たに届出対象に！

→届出書ダウンロードページ

<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kankyoho/env/todokedesyo/index.html>

②構造基準

有害物質使用特定施設等の床面及び周囲や配管等付帯設備に構造基準が適用

★構造基準の猶予期間は平成27年5月31日★

有害物質の取扱方法（搬入、作業、運転、排出等）に関する**管理要領の作成義務**あり。

③定期点検

有害物質使用特定施設等本体、床面及び周囲、配管等付帯設備の点検義務が適用

★点検結果は3年以上保存する義務があり★

参考 有害物質 平成26年1月1日現在

カドミウム、シアン、有機燐化合物、鉛、六価クロム、砒素、水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ほう素、ふっ素、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物、1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー

構造基準及び定期点検について

構造基準

平成24年5月31日以前に設置された有害物質使用特定施設等については、平成27年5月31日までにA基準又はB基準に適合させる必要があります。
 平成24年6月1日以降に有害物質使用特定施設等を設置する場合又は構造等の変更を行う場合については、A基準に適合している必要があります。
 構造基準が適用される施設及び設備については、届出書の図面などに適合している基準を記載してください。

定期点検

該当している構造基準ごとに定められた点検項目・点検頻度で実施する必要があります。
 点検結果は3年以上保存する義務があります。

箇所	構造、設備及び使用の方法に関する基準	点検項目	点検頻度
床面及び周囲	A基準 床面はコンクリート、タイルその他不浸透材料による構造であり、必要に応じて耐性（耐薬品性）及び不浸透性を有する材質で被覆されている。 周囲は有害物質を含む水の流出を防止できる防液堤、側溝（流出防止溝）、ためます（受槽）若しくはステンレス鋼の受け皿（以下「防液堤等」という。）又はこれらと同等以上の機能を有するものを設置し、想定される流出量分の有害物質を含む水の流出を防止できる容量が確保されている。	床面及び防液堤等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無。	1回/年
	A基準 有害物質使用特定施設等の設置場所の床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを床の下から目視で容易に確認できる。（2階以上の床面に施設を設置し、下の階の天井で漏えいが確認できる等）	床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無。（下階から確認する等）	1回/月
	B基準 H24.6.1より前に設置された施設であり、施設が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がない場合は、施設本体の下部以外の床面及び周囲がA基準を満たしている、必要に応じて有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置等がある。	床面及び防液堤等のひび割れ等の異常の有無。被覆の損傷の有無。	1回/年
		施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無。	1回/月
	B基準 H24.6.1より前に設置された施設であり、施設が床面から離して設置されている場合は、施設本体の下部以外の床面及び周囲がA基準を満たしている。	床面及び防液堤等のひび割れ等の異常の有無。被覆の損傷の有無。	1回/年
	施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無。	1回/月	
C基準 上記のいずれにも該当しない場合。	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無。	1回/月	
施設本体	構造基準無し。	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷、有害物質を含む水の漏えい、その他異常の有無。	1回/年
地上配管	A基準 配管が有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有し、有害物質により容易に劣化するおそれがない。また、外面には腐食防止の措置を講じるか腐食する恐れのない条件にある。	配管等の亀裂、損傷等の異常、有害物質を含む水の漏えいの有無。	1回/年
	A基準 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されている。	配管等の亀裂、損傷等の異常、有害物質を含む水の漏えいの有無。	1回/年
	B基準 H24.6.1より前に設置された配管等では、有害物質を含む水の漏えいを目視で確認できる配管等である。	配管等の亀裂、損傷等の異常、有害物質を含む水の漏えいの有無。	1回/6月
	C基準 上記のいずれにも該当しない場合。	配管等の亀裂、損傷等の異常、有害物質を含む水の漏えいの有無。	1回/6月
地下配管	A基準 トレンチ内に設置されており、トレンチの底面及び側面がコンクリート等の不浸透性を有する材料であり、かつ、底面の表面が耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されている。 ※トレンチ：細長い溝、側溝	配管等の亀裂、損傷等の異常、有害物質を含む水の漏えいの有無。トレンチの側面、底面のひび割れ、被覆の損傷の有無。	1回/年
	A基準 配管が有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有し、有害物質により容易に劣化するおそれがない。また、外面には腐食防止の措置を講じるか腐食する恐れのない条件にある。	配管等の内部の気体の圧力の変動又は配管等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の配管等からの漏えいの点検。	1回/年

構造基準及び定期点検について

地下配管	B基準	H24.6.1より前に設置された配管等であり、トレンチの中に設置されている。 ※トレンチ：細長い溝、側溝	配管等の亀裂、損傷等の異常、有害物質を含む水の漏えいの有無。トレンチの側面、底面のひび割れ、被覆の損傷の有無。	1回/6月
	B基準	H24.6.1より前に設置された配管等であり、配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置が適切に配置されている。	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無。（濃度測定による方法以外）	1回/月
			有害物質の濃度測定による漏えいの有無の確認。	1回/3月
C基準	上記のいずれにも該当しない場合。	配管等の内部の気体の圧力の変動又は配管等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の配管等からの漏えいの点検。	1回/年	
排水溝等	A基準	排水溝等が有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有し、必要に応じて耐性（耐薬品性）及び不浸透性を有する材質で被覆されている。	排水溝等のひび割れ等の異常の有無。排水溝等の被覆の損傷の有無。	1回/年
	B基準	H24.6.1より前に設置された排水溝等であり、排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置が適正に配置されている。	排水溝等のひび割れ等の異常の有無。 排水溝等の被覆の損傷の有無。	1回/6月
			排水溝等から有害物質を含む水の地下への浸透の有無の確認 濃度測定以外 1回/月 濃度測定の場合 1回/3月	
C基準	上記のいずれにも該当しない場合。	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷、その他異常の有無。 排水溝等の内部の水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無。	1回/月 1回/年	
地下貯蔵施設	A基準	タンク室内に設置されている、二重殻構造である、又は有害物質を含む水の漏えいを防止する措置を講じた構造及び材質であり、施設の外面には腐食防止措置が講じられている。また、施設内部の水の量を表示する装置を設置している、又は水の量を確認できる措置が講じられている。	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の地下貯蔵施設本体からの漏えいの点検。	1回/年
	B基準	H24.6.1より前に設置された施設であり、内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設ける等、残量を確認できるような措置をとり、漏えいを検知するための施設又は流量の変動を計測するための装置がある等で漏えいを確認できる措置が講じられている。	地下貯蔵施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無。	1回/月
			有害物質の濃度測定による漏えいの有無の確認。	1回/3月
	B基準	H24.6.1より前に設置された施設であり、内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設ける等、残量を確認できるような措置をとり、漏えいを防止するために内部にコーティングが行われている。	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の地下貯蔵施設本体からの漏えいの点検。	1回/年
C基準	上記のいずれにも該当しない場合。	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の地下貯蔵施設本体からの漏えいの点検。	1回/年	
使用の方法	A B 共通	有害物質を含む水の受け入れ、移し替え、分配等の作業は、有害物質を含む水が地下に浸透したり、周囲に飛散したり、流出したりしないような方法で行うこと。 有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認等、施設の適正な運転を行うこと。 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか又は環境保全上支障のないように適切に処理すること。	使用に関する管理要領からの逸脱及びそれに伴う飛散、浸透、流出の有無。	1回/年
		上記に関する使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた 管理要領 が明確に定められていること。		
C基準	管理要領が定められていない場合には、平成27年5月31日までに作成し運用すること。			

※各構造基準には同等以上の措置を取ることが認められている。

同等以上の措置の妥当性の判断について不明な場合は環境保全課までお問い合わせください。

連絡先：浜松市中区鴨江三丁目1-10 鴨江分庁舎4階 環境保全課 TEL:053-453-6144

平成 年 月 日 要領制定
平成 年 月 日 最終改訂

管 理 要 領 (作成例)

事業所名称		株式会社浜松製造所	
特定施設番号・名称		65酸又はアルカリによる表面処理施設	設置基数 4ライン
		66電気めっき施設 (県4ニッケルめっき施設)	設置基数 2ライン
施設の種類		<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設	
有害物質を含む可能性がある水	項目	六価クロム、シアン、ふっ素、ほう素、硝酸化合物	
	性状	硝酸酸性	
使用の方法に関する基準の概要 (規則第8条の7)		(イ) 受入れ、移替え及び分配等の作業に関する事項	
		・飛散、流出、地下へ浸透しない方法で行う	
		(ロ) 施設の使用状況に関する事項	
		・使用状況の確認	
		・その他、適切に使用するための必要な措置を講ずる	
		(ハ) 漏えい時における対処方法に関する事項	
		・直ちに漏えいを防止するための措置を講ずる	
		・回収し適切に処理をする	
作業にあたる注意点	作業前	<ul style="list-style-type: none"> 有害物質を含む原材料は〇〇保管庫に保存する。 原材料の追加にあたっては、FRP被覆されている床面上で行う。 	
	作業中	別添の作業手順書に従い実施する。	
	作業終了	<ul style="list-style-type: none"> 使用した原材料の残量をチェックシートに記載し、不自然な量でないか確認する。 別紙点検表に基づき終業点検を実施する。 	
	事故時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 流出防止用オイルマット等の配備 (50枚以上) 流出拡大防止用土嚢の配備 流出事故発生時の連絡体制の周知 	
点検	点検実施責任者		点検実施者
	方法	施設の破損等の状況や漏えいの痕跡を目視確認する	
	頻度	一ヶ月に一回以上	
緊急連絡先	環境部 環境保全課	053-453-6144	
	○ ○ 警察署	053-460-0110	
	○ ○ 消防局	053-460-0119	
	社内 環境部署	内線 ○○○○	

事業場内施設番号	001	特定施設名称	電気めっき施設	点検実施日	平成26年1月1日	点検表保存期間	平成29年1月1日まで
特定施設番号	66	ライン名称	ニッケルめっきライン	点検実施者		点検実施責任者	

本体の点検

名称	型式	構造	寸法	亀裂や損傷、漏えいの有無(目視による確認)	コメント(亀裂や損傷の内容、対策について)	点検頻度
No1	バレル式 浜松社製	FPR製	1000(W)×1000(D)×2000(H) (内容量2m3)	あり・なし		1回/月
No2		FPR製	1000(W)×1000(D)×2000(H) (内容量2m3)	あり・なし		1回/月
No3		FPR製	1000(W)×1000(D)×2000(H) (内容量2m3)	あり・なし		1回/月
No4		FPR製	1000(W)×1000(D)×2000(H) (内容量2m3)	あり・なし		1回/月
No5		FPR製	1000(W)×1000(D)×2000(H) (内容量2m3)	あり・なし		1回/月
No6		FPR製	1000(W)×1000(D)×2000(H) (内容量2m3)	あり・なし		1回/月
No7		FPR製	2000(W)×4000(D)×2000(H) (内容量16m3)	あり・なし		1回/月
No8		ステンレス製	1000(W)×1000(D)×2000(H) (内容量2m3)	あり・なし		1回/月
No9		ステンレス製	2000(W)×4000(D)×2000(H) (内容量16m3)	あり・なし		1回/月
No10		ステンレス製	1000(W)×1000(D)×2000(H) (内容量2m3)	あり・なし		1回/月
No11		ステンレス製	1000(W)×1000(D)×2000(H) (内容量2m3)	あり・なし		1回/月
No12		ステンレス製	1000(W)×1000(D)×2000(H) (内容量2m3)	あり・なし		1回/月
No13		ステンレス製	1000(W)×1000(D)×2000(H) (内容量2m3)	あり・なし		1回/月
No14		ステンレス製	1000(W)×1000(D)×2000(H) (内容量2m3)	あり・なし		1回/月
No15		ステンレス製	1000(W)×1000(D)×2000(H) (内容量2m3)	あり・なし		1回/月

床面及び周囲、設備について

名称	素材	被覆材	寸法	亀裂や損傷、漏えいの有無(目視による確認)	コメント(亀裂や損傷の内容、対策について)	点検頻度
床面	コンクリート	エポキシ樹脂	22m×11m	あり・なし	回収槽3の付近の被覆が一部剥がれてしまっている。亀裂等は見られず、緊急性は高くないため、点検頻度を週に1回とすることで応急措置とし、次回工場の稼働を止めるときに、被覆の補修を実施する。	1回/月
防液堤	コンクリート	なし	22m×11m×20cm 容量(48.4m3)	あり・なし		1回/月
排水溝	コンクリート	エポキシ樹脂	20m×15m×10cm	あり・なし	排水溝の角に亀裂が入っており、地下への漏えいが確認された。この経路にはフッ化水素が含まれており、地下浸透の恐れがあるため、至急ラインの稼働を停止させ応急措置を講じた。事故に該当するため浜松市環境保全課に連絡した。	1回/月
ためます	コンクリート	エポキシ樹脂	1m×1m×1m 容量(1m3)	あり・なし		1回/月

有害物質の使用の方法について

有害物質使用の方法について手順書又は管理要領が整備・配置されているか。	なし・あり		1回/年
有害物質取り扱い場所(積替え、移替え、作業場所)において、有害物質の飛散、流出はないか。	あり・なし		1回/月

水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)定期点検表(3年保存)

点検表作成例

事業場内施設番号	001	特定施設名称	電気めっき施設
特定施設番号	66	ライン名称	ニッケルめっきライン

点検実施日	平成26年1月1日	点検表保存期間	平成29年1月1日
点検実施責任者		点検実施者	

注) 配管の構造基準及び定期点検の対象範囲は排水処理施設の直前まで

地上配管

点検内容	点検結果	コメント(損傷の箇所、対策等)	点検頻度
配管に亀裂や損傷はないか (目視による確認)	あり・なし	水洗槽3から出ている配管が腐食により損傷があり、漏えいが確認された。ラインを停止することで応急措置をした。再稼働は配管を取り換えた後とする。	1回/年
配管から有害物質を含む水の漏えいはないか (目視による確認)	あり・なし		1回/年

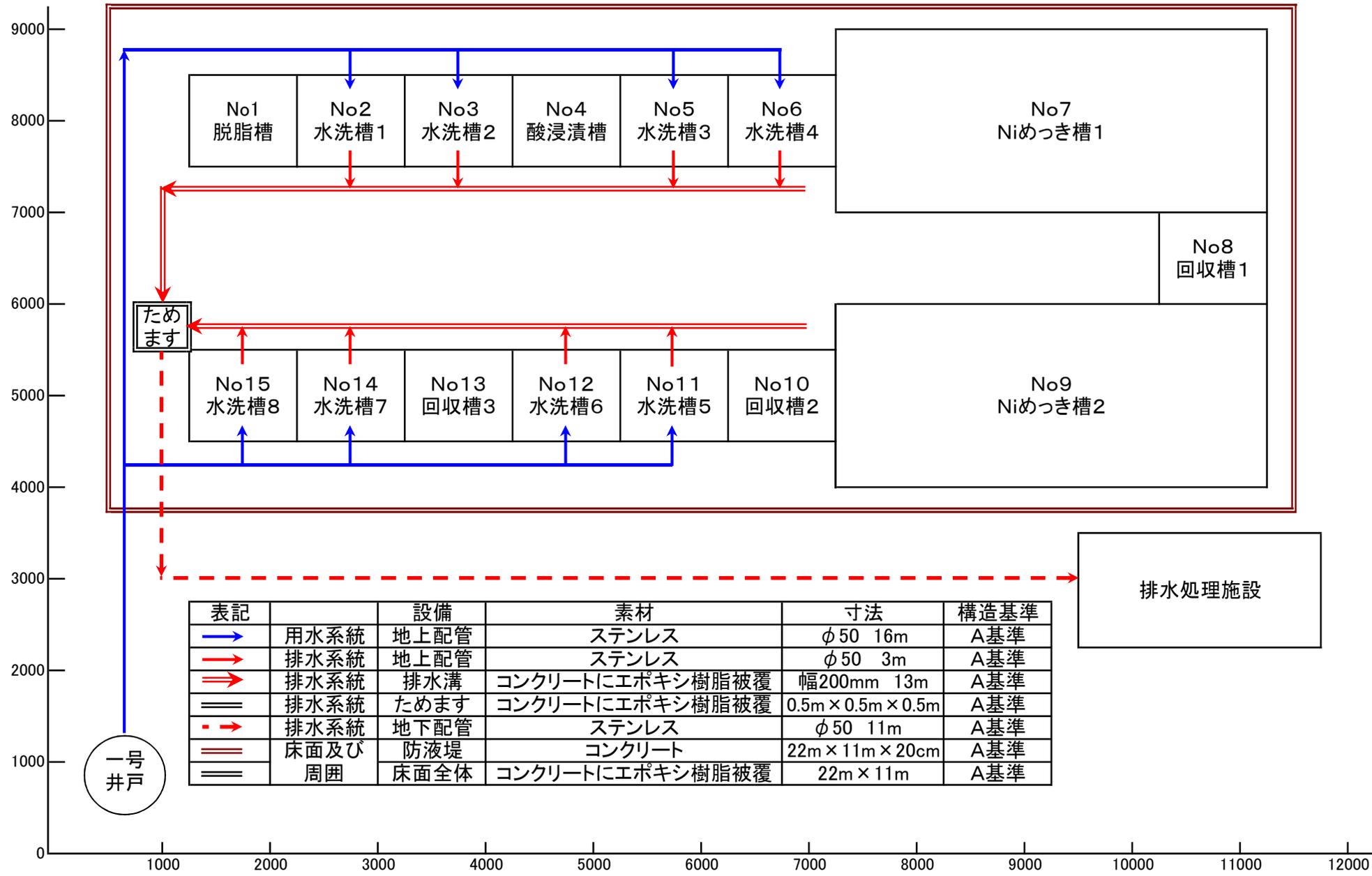
地下配管

点検内容	点検結果	コメント(損傷の箇所、対策等)	点検頻度
配管本管、綱手類、バルブ、フランジ等について亀裂や損傷はないか (目視による確認)	あり・なし	注(トレンチ内に設置されていたり、点検口などを設置しており目視確認できる場合)	1回/年
配管本管、綱手類、バルブ、フランジ等から有害物質を含む水の漏えいはないか (目視による確認)	あり・なし	注(トレンチ内に設置されていたり、点検口などを設置しており目視確認できる場合)	1回/年
配管本管、綱手類、バルブ、フランジ等から有害物質を含む水の漏えいはないか (設備による確認)	あり・なし	注(漏えいを確認する設備として、土壌水分計などのセンサー、定点カメラによる確認、流量計、簡易測定器(電気伝導度、pH等)、検査管などによる確認がある。)	1回/年
トレンチの底面・側面について、ひび割れ等の異常はないか (目視による確認)	あり・なし	注(トレンチ内に配管を設置している場合)	1回/年
トレンチの被覆材について、損傷等の異常はないか (目視による確認)	あり・なし	注(トレンチ内に配管を設置しており、被覆している場合)	1回/年

観測井戸を設置して観測する場合

観測井戸の水質に異常はないか (簡易検査による異常の確認)	あり・なし	注(観測井戸を設置している場合で、色、におい、pHの検査等簡易検査により漏えいを確認する場合) ※月1で実施する必要あり。							
観測井戸の水質に異常はないか (濃度測定による異常の確認)	あり・なし	注(観測井戸を設置している場合で、採取した地下水について計量証明事業所等に必要項目について検査する場合) ※3月に1回測定する必要あり。							
検査結果	測定(業)者	浜松分析協会	試料採取日時	平成26年1月1日					
	項目	pH	CN	6価クロム	ふっ素	ほう素	硝酸	ニッケル	その他必要な項目
	基準	5.8~8.6	1	0.5	8	10	100	2	
	測定値	7.2	<0.1	0.02	1.2	1	12	1.1	

事業場内施設番号	001	特定施設名称	電気めっき施設	図面記載例
特定施設番号	66	ライン名称	ニッケルめっきライン	



表記	設備	素材	寸法	構造基準
	用水系統 地上配管	ステンレス	φ50 16m	A基準
	排水系統 地上配管	ステンレス	φ50 3m	A基準
	排水系統 排水溝	コンクリートにエポキシ樹脂被覆	幅200mm 13m	A基準
	排水系統 ためます	コンクリートにエポキシ樹脂被覆	0.5m×0.5m×0.5m	A基準
	排水系統 地下配管	ステンレス	φ50 11m	A基準
	床面及び防液堤	コンクリート	22m×11m×20cm	A基準
	床面全体	コンクリートにエポキシ樹脂被覆	22m×11m	A基準